

平成 25 年 3 月 22 日
練馬区保健所保健予防課
健康部健康推進課

練馬区新型インフルエンザ等医療対策連絡会について

1 経緯

新型インフルエンザ対策における医療連携について、区は、平成 19 年から練馬区新型インフルエンザ医療確保検討会等を開催し検討を行ってきた。平成 24 年 5 月 11 日に新型インフルエンザ等特別措置法が公布されたことにより、区においても平成 21 年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえた、より実効性の高い医療体制の整備が求められている。

については、新型インフルエンザ等感染症における医療体制の確保について、平時から関係機関等で協議する場として、練馬区新型インフルエンザ等医療対策連絡会（以下「連絡会」という。）を以下のように設置し、平成 25 年 3 月 11 日に第 1 回連絡会を開催した。

2 目的

新型インフルエンザ等感染症による健康被害を最小限に抑え、区民が適切な医療を受けることができる体制を確保するため、関係機関等との連携、連絡および調整を図る。

3 構成

会長は、練馬区保健所長、副会長は、練馬区保健所保健予防課長とし、つぎに掲げる職にある者を委員とする。

- (1) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表
- (2) 新型インフルエンザ等感染症の診療に協力する医療機関の代表
- (3) 消防署の代表
- (4) 区の職員
- (5) その他会長が必要と認める者

4 検討事項

新型インフルエンザ等感染症対策に関するつぎの事項について協議および検討を行う。

- (1) 感染の予防およびまん延の防止に関すること。
- (2) 関係機関等の連携および情報の共有に関すること。
- (3) 医療体制の確保に関すること。
- (4) 各種啓発事業および発生時対応訓練に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等感染症対策に関し必要な事項に関すること。

5 今後の方針

第1回連絡会では、各機関から現在の新型インフルエンザ等感染症対策の準備状況および検討課題等について報告し、情報の共有を図った。今後は、発生段階に応じた関係機関の役割を明確にしていくとともに、訓練の実施についても検討していくことを確認した。

また、本連絡会で協議した内容については、区の取組状況として、都が開催する感染症地域医療体制ブロック協議会(*1)の場で報告し、感染症指定医療機関(*2)を中心とした医療連携強化に繋げていく。

(*1) 都が感染症指定医療機関を管轄とした地域で、区（保健所）、三師会、医療機関等との連携を目的に開催している協議会

(*2) 感染症法で規定されている 感染症の中で、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患者を治療する医療施設